

近世墓地「南無地蔵」考

村上紀夫

論文要旨

本稿では東山の南無地蔵と呼ばれた無縁墓地について考察する。南無地蔵は元禄一二年（一六九九）年、公儀権力によって無縁の者を埋葬する場所として設定されたが、「成就院日記」の記事から、その時に墓地の領域が確定され、周囲を垣で囲み境界を明確にしていたことが知られた。垣のなかには「乞食小屋」が含まれており、これは後に「非人小屋」として史料に出てくるものであると見られる。元禄一二年以降、悲田院が無縁の者の埋葬をするようになるが、南無地蔵においてはこの時期を契機として悲田院によって同地の「小屋」が支配下に置かれるようになったと思われる。また、この時に無縁の者の埋葬場所が限定されたことにより、公儀権力は行き倒れ「非人」を把握し管理することができるようになったと考えられる。

はじめに

本稿で取り上げる南無地蔵とは、現在の京都市東山区に所在し、蓮台野・中山・狐塚・最勝河原などとともに京都の「五三昧」のひとつに数えられていた無縁墓所である。南無地蔵は松原通（旧・五条通）を通って鳥部山へと向かう途中にあり、古代・中世に京都最大の葬送の地として知られていた鳥部野の一画であったと見られている。

近年、この鳥部野をはじめとした墓地・葬地については身分制・部落史の視点から三昧聖の研究がすすみ注目され始めた。⁽¹⁾また、鎌倉・京都・江戸など都市における墓地の位置付けなどを巡り、中世考古学・都市論の立場からも関心を集めつつある。⁽²⁾しかしながら、墓地に関する個

別研究はまだ緒についたばかりであると言わざるを得ない。そのような中で、南無地藏は鳥部野との関係からか、比較的先行研究に恵まれており、地理学的視点からも言及がなされている。⁽⁴⁾

しかしながら、これらの論考は多く都市論・民衆史的視点によるもので、墓地そのものについて論じているばかりで、ごく近くに存在した「非人小屋」をはじめ、墓地の周辺に生活していた人々については特に注目されていない。また、古代以来の葬地という印象のためか従来の南無地藏についての研究では、その歴史的な変遷についての視点がやや稀薄であるといえる。

そこで、本稿では南無地藏について、「成立」期である元禄期を中心として、墓地周縁に展開した「非人小屋」や公儀権力の果たした役割にも目配りをしながら見ていきたい。

前史（中世～近世初頭）

既に述べたように、当該地附近は古くより鳥部野と呼ばれる京都最大の葬地であった。『徒然草』（第七段）にも「あだし野の露消ゆる時なく、鳥部山の煙立ち去らでのみ住み果つる習ひならば、いかにものあはれもなからん」とある如く、鳥部野（山）といえば、当時の人々は即座に火葬の煙を想起し、世の無常と人の儻さを連想させるものであったのである。実際、中世後期までの鳥部野は『八坂法觀寺塔參詣曼荼羅』などの絵画資料を見ると、石塔や卒塔婆が並ぶほかには何もないような寒々とした荒れ野であったようである。⁽⁵⁾

中世においては、この鳥部野をはじめとした京中での葬送については、既に先学によつて祇園社・比叡山に所属した被差別民、犬神人が葬具、取得権などの権利を持つていたこと、そして近世初頭に彼等が権利を諸寺院に売却していく、次第に葬送から手を引いていったこと等が指摘されている。こうして犬神人達が、葬送から撤退した後の鳥部野の火葬場については貞享元年（一六八四）成立の『雍州府志』⁽⁶⁾に以下のよう記述がある。

在鳥戸山麓六波羅蜜寺東南古葬人之場也、豊臣秀頼公為秀吉公被建豐國神廟於鳥部山于時火葬之臭氣通社頭、依之厭不淨移葬場於建仁禪寺前鶴林、今六体石地藏残焉、土人斯处称南無地藏、（下略）

すなわち、かつて鳥部野の火葬施設であった「火屋」は、慶長三年（一五九八）に没した豊臣秀吉を祀るための豊国神社が翌慶長四年（一五九九）に成立した際、火葬の際に生じる煙と臭気が忌まれ、建仁寺門前に移転させられたことがわかる。⁽⁷⁾また、その跡地の「古葬人之場」に六体の地蔵があつたことから「南無地蔵」と称されたことが知られるのである。また、そこには一四世紀に「鳥部野道場」と称されていた宝福寺という時宗の寺院があつたが、貞享頃には「宝福寺」について「遺址鳥部野今有石地蔵土人不称寺名直称南無地蔵」とあり、既に退転してその「遺址」が南無地蔵と呼ばれる場所となっていたことがわかる。

当時の南無地蔵の景観については、先の『雍州府志』とほぼ同じ時期に成立した地誌『菟藝泥赴』⁽⁹⁾（貞享元年）に「南無地蔵と云所也、鳥部山の北鳥部野に有、今は寺なくて竹林四方にめぐれる内に石地蔵有」とあり、また黒川道祐による隨筆『遠碧軒記』にも「今法國寺の北に竹をうゑまはして南無地蔵と云処あり」⁽¹⁰⁾とあることから、その頃の南無地蔵が竹林に四方を囲まれていて外からは中の様子が見えないようになっており、その中に石塔や六地蔵が立ち並ぶような状態であったことが知られる。

なお、「雍州府志」や「菟藝泥赴」では、南無地蔵について火屋の跡地としたり、宝福寺跡地としたりと混乱しているが、おそらく、時宗寺院であった宝福寺退転以前、寺に付属した火屋で火葬を行っていたが、寺院退転と火屋移転によってその事実が忘れられてしまい、このような混乱を生じたと思われる。

この南無地蔵は元禄一二年（一六九九）に大きな転機を迎える。以下、やや詳しくそれについて見ていただきたい。

元禄一二年

非常に著名な史料で、京都の墓所や南無地蔵について語る際にはしばしば引用されるものではあるが、まず『雍州府志』成立から一五年後の元禄一二年（一六九九）に、南無地蔵を初めとした墓地を対象として発せられた法令を見ておこう。これは、享保二年に京都町奉行所周辺で編纂されたと見られる『京都御役所向大概覚書』という書物の卷二に収録された、以下のような法令である。⁽¹¹⁾

「六十四」洛外五ヶ所無縁墓地之事

一七條高瀬川之側ニ壱ヶ所 字白蓮寺

一清水境内成就院支配所壱ヶ所 字南無地藏

一真如堂山壱ヶ所 字中山

一西之轟土居外三條ヲ上ル所山之内村・西院村、両村之無縁墓地壱ヶ所

一同西之京領下立売通紙屋川側壱ヶ所 字宿寺

右之墓地古來凡除地ニ而有之

外二

三條通土居之内塵捨場ニ壱ヶ所有之、是ハ向後相止、支配致來候おん坊作場ニ申付、右之通元禄十二卯四月申付ル、於洛中洛外、無縁之者非人行倒候者高野川原・賀茂川筋埋置不埒ニ付、向後無縁之倒もの等、右五ヶ所之墓所江取片付候様ニ非田院年寄共ニ申付、墓所支配々江も申付置候、

即ち、この元禄二二年（一六九九）の法令によって、「無縁者」や行き倒れの「非人」を高野川・鴨川京都の河原に埋めることが禁じられ、南無地藏を始めとした五箇所の無縁墓地に埋葬するよう悲田院と「墓所支配」に命じられたのである。猶、ここに見える悲田院とは寛永期に岡崎村内に成立し、承応三年（一六五四）の非人施行を契機に近世京都周辺の「非人」⁽¹²⁾の支配を命じられ、周辺の小屋に住む「非人」を統括して悲田院村のことである。本法令も悲田院年寄を通じて支配下にある「非人小屋」に対しても通知されたと思われる。また、「無縁・非人」とは「非人小屋」に住む「非人」身分の他に、様々な事情で共同体から逸脱し流浪の身となっていた「野非人」も含まれるであろう。いずれにせよ、鳥部野の火屋が移転した後の南無地藏は、本法令以降身元不明の「無縁・非人」の埋葬場所として利用されていくこととなるのである。⁽¹³⁾

ところで、先の法令の発せられた経過は從来明らかでなかつたが、南無地藏を「支配」していた清水寺の成就院によつて記された日記、「成就院日記」に以下のような同法令と関係があると見られる記事がある。

一御公儀川筋普請方御役人渡邊甚五左衛門殿、加納武助殿、昨十一日二御出候而、藤林孫九郎御呼出し被仰聞候趣者、加茂川筋へ無縁之者埋捨候ニ付、川筋江死骨流出見苦敷候ニ付、左様之者捨候場所旁方相改候處ニ當寺境内ニ六波羅野之内、遊行之北ニ無縁塚有之候、此塚

之間尺、畝数ハ何程有之場所ニ候哉、知行水帳印可有之候間、委細承度由、被申聞候ニ付、其趣吟味致し候へ共、此方水帳ニも見ヘ不申候、慈心院方へも様子相尋候得共知レ不申候故、其返申入候処ニ、左候ハ、塚之廻り畑之分絵図ニ仕、水帳之畝数書付差越候様ニと被申付候故、塚之廻り畑畝數地主江相尋、水帳之畝数并只今有来候地面之畝数、絵図式枚ニ相認、右之役人中江今日孫九郎持参仕候刻、此方ニ留写有之候、(次行・京都町奉行)(具章・京都町奉行)安藤駿河守、瀧川丹後守殿御代之御事

卯四月十二(14)日

ここで「遊行之北」とされる「無縁塚」は「六波羅野之内、遊行之北」とあるように、その位置からも南無地蔵であることは疑いないが、先の法令で無縁塚設定の理由について「無縁之者非人行倒候者高野川原・賀茂川筋埋置不埒ニ付、」としか記されていなかったところが、ここではさらに詳しく河原に「埋捨」られた無縁の人々の遺体のため「川筋江死骨流出見苦敷候」と、さらに明確にされている。この「成就院日記」の記事によれば、そのため公儀川筋普請役人渡辺甚五左衛門が「左様之者捨候場所」を探して、いたところ、清水寺領の「無縁塚」に白羽の矢があたつたのである。このことから、この元禄一二年の段階において問題となつたことは、それまで「無縁之者・非人行倒」はしばしば高野川・鴨川の河原に埋められていたために、流水により時折その遺骨が流れていったことが知られる。その後、無縁塚について四月十四日の日記の記事に

一御公儀様ヲ御用之儀有之候間、地方役人召連安藤駿河守御屋敷江、今日成就院罷出候様ニ松尾左兵衛方申來候ニ付、被參候処ニ渡邊甚五左衛門、加納武助被申渡候趣、無縁塚廻り相改候絵図之趣、委細申上候所ニ畝数多キ分、塚之地ニ入候処ニ被申間、多キ分塚ニ入、當分垣を致置候様ニ被申候、慈心院江も右之通御申渡し可有由被申渡候、以上(15)

とあり、清水寺の役人が京都町奉行安藤駿河守次行のもとで渡部甚五左衛門らと対面したことがわかる。このことから、川筋普請役人の渡部甚五左衛門等が京都町奉行の命で行動していたらしいことが推察できるのである。こうして、従前から存在していた無縁塚、南無地蔵は「無縁之非人」を埋葬する場として公儀によって設定されるのであるが、統いてここで問題とされたのは無縁塚の「畝数」であった。一二日に、その具体的な数字について下問がなされたため、清水寺の成就院・慈心院らは、早速調査を行つたが「水帳」には南無地蔵が見えず、やむなく塚の周

周辺の畑の畝数を調べ、差し引いた残りを南無地蔵の領域としたとした。しかし、南無地蔵周辺の畑の面積を調査した結果、今度は南無地蔵周辺の畑地が墓地を浸食して拡大していたためか、検地帳と実際の畑の面積に誤差が生じている。そこで、一四日に雑色松尾佐兵衛から命じられて成就院役人が安藤駿河守屋敷へ赴くと、渡邊甚五左衛門、加納武助から無縁塚廻りの「畝数多キ分」について「多キ分塚二入、当分塚を致置候様ニ被申候」と申し渡しがなされたのである。すなわち、誤差の「多キ分」を南無地蔵の地に繰り込み、南無地蔵の周りを垣で囲む周囲の畑との境界を明確化することで一応の解決を図ったのである。

二日後の一六日の日記には、

一無縁塚廻り畑之儀、慈心院へも申遣し、立会畝数相改候処ニ成就院分壱ヶ所ニ而畝数拾七歩、慈心院分武ヶ所畝数弐、拾弐歩半、右合壱畝九歩半水帳畝数ニ多候ニ付、塚之地ニ入当分塚を致置候、則多キ分絵図ニ朱引仕、右之御役人兩人江壱枚ツ、今日遣し候事、成就院地方役人井上清太郎、吉沢利兵衛、前田彦十郎、濱忠兵衛右四人也、慈心院ヲ參候水帳之写壹枚印到候無之候得共本紙也、此方ニ留置候、長谷川小兵衛儀者慈心院親類故此度被頼候ニ付、罷出候由、以上⁽¹⁶⁾

とあり、成就院は奉行所での決定を慈心院にも伝え、無縁塚の面積の問題についての解決がつけられた。そこで、清水寺成就院と慈心院は「壱畝九歩半水帳畝数ニ多候」分を「塚之地ニ入当分塚を致置」ことを確認し、後のために絵図を作成し相互に取り交わしたのである。

このように、無縁塚の面積が問題となつたのは、「墓処ノ年貢ハ穢モノナレバ、公儀地頭ヘ可納コトニ非ズ」とし、「墓所・損馬捨馬ヲ高ノ内地所ニハ不致、ミステ地ト致スベシ。」という見解のため、除地となる無縁塚と年貢地（畑）とを明確に区別する必要があつたためであろう。

なお、ここで注意を喚起しておきたいのは『雍州府志』に「古葬人之場」であると、南無地蔵に人を埋葬することについては、さながら「古」のことのように記されているものの、「遊行之北ニ無縁塚有之候」とあるように、火葬場の跡地であつた同所は元禄一二年に公権力によつて「無縁塚」として設定される以前から、地域社会において既に無縁の者を埋葬する塚として利用されていたことである。なお、一般には「無縁塚」と言えば、寺院の境内墓地の一画にある次第に弔う者のいなくなつた墓を集めた場所を想起するが、ここで「無縁塚」とされているのは、そのようなものではなく、当初から「無縁」として埋葬される人のみを対象とした墓所であり、それ故に空間全域が「無縁塚」と呼ばれていたのである。寛文期頃よりキリシタンの弾圧と軌を一にして、寺檀制度の整備が進められていくため、かかる時代において最初から「無

縁」として埋葬された人とは、おそらく身元不明の「非人」のような者に他ならないと考えられる。つまり、元禄以前からそのようにして「無縁」の死体を埋葬するための場所として使用されてきていた無縁墓地は、元禄の法令によって身元不明の死者を埋葬する場所として公的に設定されたのである。

南無地蔵の無縁塚としての使用の実例としては、やや後の史料であるが『京師巡見記』⁽¹⁹⁾ 明和四年（一七六七）閏九月には「鳥部野左の方乞食小屋有之、右小屋の後に南無地蔵と云穴有之由、是は当所にて心中にて果、或は行倒者など打込候穴也由、見不申候、」とあり、乞食小屋の存在と、心中者・行き倒れの埋葬に使用されていたことが知られる。また、『翁草』には天明八年（一七八八）の大火の焼死者を南無地蔵に埋めたという噂があつたとある。⁽²⁰⁾ 事実、天保一〇年（一八三九）には西洞院で行き倒れの死体が発見された際に、周辺の四町（蟠躰山町・金鉢町・革棚町・妙伝寺町）が経費を支出して、悲田院による検視の後、南無地蔵に運ばれ埋葬されていることも確認できる。⁽²¹⁾

いずれにせよ、こうして権力によって公に設定されることによって、「無縁塚」は次第に人々の意識にのぼってくるようになる。公認直後の元禄一四年、中井家によって作成された絵図「元禄十四年実測大絵図」には未だ南無地蔵は描かれておらず、当該地附近は畠地として描かれているのみであるが、その少し後の正徳一享保頃に同じ中井家によって作成された「京明細大絵図」には既に南無地蔵が描かれているのである。それ以降に作成される殆どの絵図に南無地蔵が描かれるようになるのである。

ところで、このように以後の南無地蔵の姿に大きな影響を与えた元禄一二年の法令が、その実施にあたり京都町奉行のもとで「無縁」の者を埋葬するための無縁塚を選定する作業にあたっていたのが川筋普請役人であったことが先の『成就院日記』から確認できた。それでは、なぜ川筋普請役人がかかる無縁墓地の選定に従事していたのか見ておかねばなるまい。鴨川では元禄一二年法令に先立つ寛文一〇年（一六七〇）、寛文新堤と称される堤がつくられたのである。これにより、鴨川の河川敷は市街地化され遊興・芸能の場として活用が可能となつた。この頃より鴨川で納涼床なども催されるようになるが、このように河原が使用されるようになれば、如何に河原に死体を捨てる行為が中世以来行われていたことであるとはいへ「無縁之者非人行倒候者」を「川筋埋置」⁽²⁴⁾ き、時には「川筋江死骨流出」⁽²⁵⁾ ような事態は漸次忌避されるようになってくることは当然であろう。また、新堤を造るにあたり鴨川の河道が從来より狭くなつたため、鴨川は土砂の堆積が著しくなり河川が氾濫しやすくなつた。⁽²⁶⁾ それにより、水害を防ぐために公儀権力は塵芥の処理・河川への投棄を繰り返し禁止し、鴨川の水位の維持をはかった。事実、先の法令に先立つ元禄八年にも、所定の塵捨場を除き河川に塵芥を捨てる事を禁じる触が出されている。⁽²⁷⁾ このように治水の問題に関わって次第に鴨川

への塵芥投棄が禁止されるようになつてゐる時に、まして遺体の投棄などが見逃されようはずがないであろう。

こうして、中世以前から行われてきた鴨川の河原への死体の遺棄は、鴨川が近世的に姿を変えていくにともなつて社会的にも政策的にも認められなくなってきたのであつた。こうして、従来鴨河原に遺棄されていたような無縁の者の遺体を埋葬するための場所として、無縁墓所を設定することが必要となり、川筋普請役人は利用可能な場所をさがすことに奔走することとなつたのであろう。

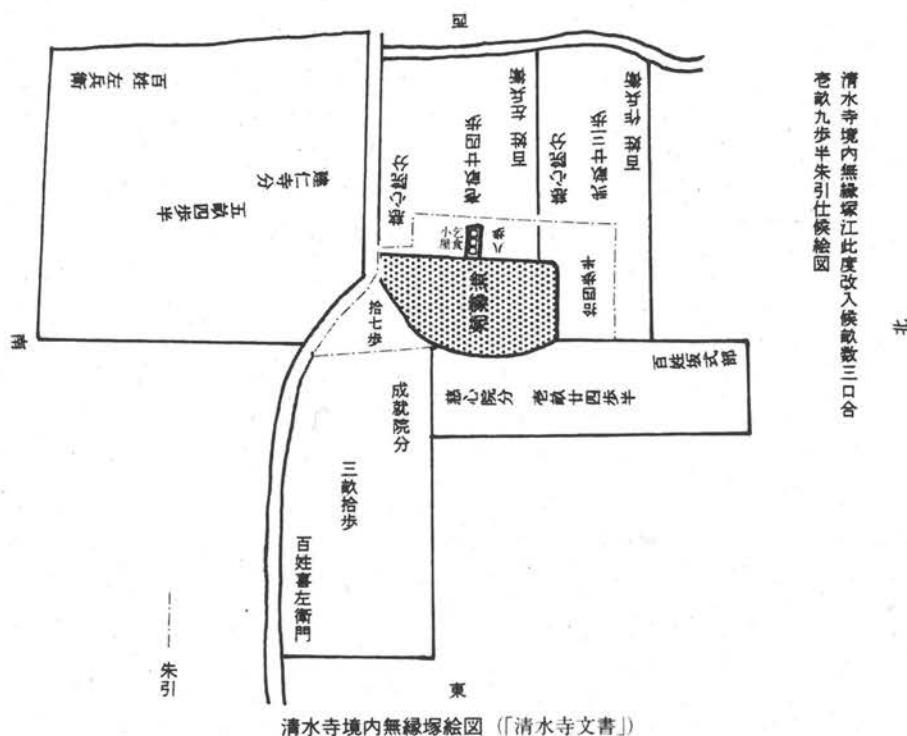
「非人小屋」の成立

前節までで、元禄一二年に南無地蔵が公儀によつて無縁の者を埋葬する施設として設定される様子をやや詳しく見てきた。そこで先に挙げた元禄一二年の『成就院日記』から、無縁塚の設定にあたり、周囲を垣で囲い、境界を朱引きした絵図が作成されたことに触れた。この絵図と見られるものが、「清水寺文書」に残されているのである。同史料は元禄一二年四月の端裏書きがあり、確かに無縁塚の周囲の畠地の面積が記され、日記の記事の通りに塚の廻りに「朱引」がされている。また、先に「成就院日記」の記事で見たように、無縁塚の設定にあたつてはその畝数が問題となつておらず、範囲を確定するために周囲に隣接する畠の面積が調査された。本図でも、無縁塚の四方にある畠地について名請人と面積が詳しく記載されており、このことからもこの図が無縁塚として南無地蔵が設定される際に作成された絵図であることがわかる。この図には、無縁塚に隣接する畠の所有者に「百姓坂式部」と弦召と見られる人物が見えることも注目されるが、ここでは特に囲い込まれた垣の内側に「乞食小屋」があることに注目したい。

先に見たように、南無地蔵は無縁非人の埋葬場所として公儀によつて設定され、その際に領域が確定されるが、その中に既に南無地蔵に住み着いていた「乞食」の小屋と見られる「乞食小屋」が存在していたのであろう。にもかかわらず、南無地蔵の領域確定に際して、その存在は全く問題にされることなく、垣によって小屋が囲い込まれた事実は看過できないであろう。

先に述べたように、無縁塚は非人の埋葬を通じて悲田院と深く関わつてくるが、ちょうどこのころ、近世の京都では「非人」の統制が進められ、悲田院による支配がなされるのである。悲田院の非人支配の成立について、後の伝承ながら「孤獨乞唱非人、洛外野末又は御土居際に小屋掛住居仕候者共の諸事取捌仕、其上洛中洛外にて無所縁者共、行倒候節は、引請介抱の儀、下方小屋頭へ申付、養育為致候付、自然と非人頭と

近世墓地「南無地藏」考



清水寺境内無縫塚繪圖（「清水寺文書」）

相成⁽²⁹⁾」と悲田院側が主張しているように自然発生的に成立した「小屋」の者に行倒等の取り扱いを悲田院が「申付」しているうちに「自然と非人頭と」なつていったとされているのである。おそらく同所でも無縁非人の埋葬を悲田院が管理するようになつたことを契機に、墓地内に成立していた「乞食小屋」も悲田院の影響に無関係でいられなくなり、その支配に組み込まれていったと見てよいであろう。そして、おそらく悲田院の支配のもとでの役負担を通じ、「乞食小屋」は次第に拡大・整備されていき南無地蔵に隣接する「非人小屋」となるのではないだろうか。先に見た『京師巡見記』では「鳥部野左の方乞食小屋有之、右小屋の後に南無地蔵と云穴有之由⁽³⁰⁾」とあるが、ここに見える「乞食小屋」が「非人小屋」のことであろう。弘化三年（一八四六）に囚人が牢屋敷を抜け出し京都町奉行が「穢多村」・「非人」を動員して搜索にあたらせるが、その際の史料に「鳥部野小屋」頭として出てくる「非人小屋」がある。⁽³¹⁾これが、先の「非人小屋」と関係あるものである可能性も考えられる。また、絵図にもしばしば南無地蔵に隣接するかたちで「非人小屋」が描かれている。⁽³²⁾

南無地蔵では悲田院に預けられていた罪人の処刑も行われた。『諸式留帳』に享保九年のこととして、心中を試みたが果たせなかつたため傷が癒えるまで悲田院に預けられていた者が処刑されている。その人物は、南無地蔵で「首を被打、其所にて死骸埋申候」⁽³³⁾とあり、断罪の後死骸を南無地蔵に埋められている。また、七年後の享保二六年には、「御牢屋敷」で処刑された者の、「右死骸首とも南无地蔵へ取捨、埋候様に被為仰付候」⁽³⁴⁾とあり、同所で処刑、刑死者の死体の埋葬が行われたことが見える。このような刑死した人びとの死体の埋葬は「非人小屋」の「非人」が行っていた可能性が高いと思われる。

このように南無地蔵に関する限り、無縁塚成立時の「乞食小屋」囲い込みが、悲田院の非人小屋支配のひとつの中機となつたものと考えて大過ないものと思われる。

元禄という時代

前節までで、南無地蔵にとって大きな転機となつた元禄一二年の法令について考察した。統いて、本節では先の法令の出された元禄という時代について見ていく、この公儀による無縁塚の設定がいかなる意義をもつていたのかを検討したい。

さて、元禄といえば、言うまでもなく「生類憐れみの令」といわれるような「生類」をめぐる様々な法令が出されていた時期である。この

「生類憐れみの令」については、武装解除・かぶきもの取締とともに行き倒れ・捨て子の保護・管理を目的とした人身統制策である。という評価⁽³⁵⁾、中世以来の殺伐とした風潮を改めさせ仁心を涵養しようとする「精神改造計画」などの評価⁽³⁶⁾がある。即ち、一連の「生類憐れみの令」を通じて、「戦場において敵将兵を殺傷する行為に価値を置く武威の論理と対極の価値観が、社会に浸透することになった」⁽³⁷⁾のである。いずれにせよ、この政策によって「憐れみ」の対象は人間、特に社会的な弱者にも向けられ「捨て捨病人」の禁止がなされ、江戸では予防のための監視の強化、妊婦の登録制などの政策がなされ、京都でも町での捨子養育などについての触れがだされた。⁽³⁸⁾ その様な「人身統制」という理解にたって先の法令を見れば、

- (1) 行き倒れ「非人」の埋葬場所の限定（鴨川等不特定の場から五三昧に限定）
(2) 行き倒れ「非人」埋葬担当者の確定（従来の各町毎の管理から悲田院に一本化）

という側面が見えてくると思われる。

それまでは行き倒れが出れば、原則としては死人が出た町がそれぞれで責任を持って処理をしていた（無論その実務には「非人」が関与していた）が、法令以降は悲田院年寄が管轄し、悲田院によって死体の確認がなされ、服装などから「非人」であると判断されれば、「非人」によって無縁塚に埋葬される。また「非人」でなく身元が分かれれば親族に遺体は引き渡されるが身元が分からなければ、身元確認のために死体は晒され、それでも身元が知られなければ数日後に無縁塚に埋葬されるようになる。また、従来の慣行では、その死体は各町によって河原などの不特定の場所に埋葬されていたが、元禄法令以降は公儀が規定した墓所に、埋葬されるようになる。⁽³⁹⁾ これにより、身元不明の死体が悲田院（「非人」身分）を媒介として権力によって一元的に管理されるようになる。いわば、悲田院を媒介として死体に対する幕府権力の影響力が確立したといえる。

むすびにかえて

以上、これまで見てきたように近世の南無地蔵は権力によって行刑の場・無縁非人の埋葬の場など公儀権力によって規定された機能を持ち、同所の「非人小屋」を通じて悲田院がその管理をおこなっていたと見られる。かかる南無地蔵の状況は、中世の鳥部野の延長というよりは寧ろ、

すぐれて政治的性格を持つ近世的墓所であるという方が妥当であろう。中世においては鳥部野の如き墓地は、公権力の及ばない「無縁」の地であつたが、近世に至つて墓地も都市開発に伴つて縮小し、その性格を変質させながら僅かに「無縁墓地」として存続した南無地藏を残すのみとなる。しかし、元禄一二年に至りついに「無縁」墓地さえも悲田院を通じ幕府権力に把握され管理されるようになつたのである。これを、中世的墓地の終焉と見ることも可能であろう。

このような近世的に再編成された無縁墓地、南無地藏は近代に至り明治四年に「非人小屋」とともに下京一八番組の町組に組み込まれる。⁽⁴⁾ 賤民制廃止後、同所の「非人小屋」に居住していた「非人」は「之を解散せしめ。無宿の者は新に戸籍に記入し。故郷ある者は其本国に送還せしむ。」⁽⁴²⁾ とあるように、近代の戸籍制度によつて把握されていくのであるが、同所は依然として乞食が集住し様々な芸能を行つてゐるような「別天地」⁽⁴³⁾ であった。南無地藏そのものは、明治三五年まで地図で確認できる。⁽⁴⁴⁾ そして、最初は「累々たる「埋屍場」の間に「僅に耕地」があるような状態の南無地藏周辺であったが、大正元年には南無地藏の附近は「戸口充满し、全く市街の形状を為す」と表現されるような景観となつていた。かかる南無地藏がその役割を終えて、完全に終焉をむかえるのは、電車の開通によつてであつた。

註

- (1) 三昧聖については、木下光生「近世おんぼう論」（『部落問題研究』第一四〇輯、一九九七年）、同「近世大坂における墓所聖と葬送・死体処理」（『日本史研究』第四三五号、一九九八年）、同「大坂六ヶ所墓所聖の存立構造」（『ピストリア』第一六八号、二〇〇〇年）、吉井克信「近世機内三昧聖の宗教的側面と信仰」（『部落問題研究』第一四四輯、一九九八年）、藤本清一郎「近世おんぼう身分と村落—紀の川筋・泉南地域—」（『部落問題研究』第一四四輯、一九九八年）、吉井敏幸「中世・近世の三昧聖の組織と村落」（『部落問題研究』第一四五輯、一九九八年）などがある。
- (2) 江戸の事例については西木浩一による『都史紀要三七 江戸の葬送・墓制』（東京都公文書館編集・東京都政策報道室都民の声情報公開室発行、一九九九年）を参照。
- (3) 山田邦和「京都の都市空間と墓地」（『日本史研究』第四〇九号、一九九六年）。高田陽介「戦国期京都に見る葬送墓制の変化」（『日本史研究』第四〇九号、一九九六年）。勝田至「京師五三昧」考（『日本史研究』第四〇九号、一九九六年）。勝田至「鳥部野考」（大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』思文閣出版、一九九七年）
- (4) 土居 浩「京師五三昧」再考（『桃山歴史・地理』第三四号、一九九九年）
- (5) 馬田綾子「中世京都における寺院と民衆」（『日本史研究』第二三五号、一九八一年）
- (6) 「新修京都叢書」第一〇巻
- (7) 承応三年（一六五四）刊の「新板平安城東西南北并洛外之図」（『慶長昭和京都古地図集成』柏書房、一九九四年）には建仁寺門前の鴨河原に移転した火

屋が描かれている。

- (8) 前掲 高田論文
 (9) 「新修京都叢書」第二卷
 (10) 「日本隨筆大成」第一期第一〇卷（岩波書店、一九七五、一四頁）
 (11) 「京都御役所向大概覺書」（清文堂、一九七三年）
 (12) 近世京都の非人については、菅原憲一「近世前期京都の非人」（前近代京都の部落史）部落問題研究所、一九八七年）、同「近世京都の非人—与次郎をめぐって—」（日本史研究）一八一号、一九七七年）、内田九州男「近世非人論」（部落問題研究所編「部落史の研究 前近代篇」部落問題研究所、一九七八年）がある。
 (13) 前掲土居論文
 (14) 「成就院日記」
 (15) 「同右」元禄二二年四月一四日条
 (16) 「同右」元禄二二年四月一六日条
 (17) 大石慎三郎校訂「地方凡例録」上（近藤出版、一九六九年）「墓所・損馬捨場之事」
 (18) 圭室文雄「日本仏教史 近世」（吉川弘文館、一九八七年）
 (19) 「史料京都見聞記」第二卷（法藏館、一九九一年）
 (20) 「史料京都見聞記」第四卷（法藏館、一九九一年）
 (21) 「京都の部落史」第五卷「史料近世二」（阿吽社、一九八八年）
 (22) 「慶長昭和古地図集成」（柏書房、一九九四年）
 (23) 別冊太陽「京都古地図散歩」（平凡社、一九九四年）の六六頁に当該地附近の写真が掲載されている。
 (24) 川嶋将生「鴨川の歴史的景観—中・近世の文化史的側面から—」（洛中洛外の社会史）思文閣出版、一九九九年）
 (25) 吉越昭久「鴨川の景観変遷と水文環境」（平成八・九年度文部省科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書「河川景観とイメージの形成に関する歴史地理学的研究」、一九九八年）
 (26) 藤井の問題については、山崎達雄「洛中塵捨場今昔」（臨川選書、一九九九年）を参照。
 (27) (28) 「京都町触集成」第一卷、一〇三号
 寛永二年（一六四四）の「清水寺成就院寺領検地帳」（成就院文書）には越後・上野・備後（各二筆）、甲斐・備前・奥州・河内（各一筆）の計七名の弦召（坂の者）が「遊行之北」などの畠の名請人として見えている。弦召がかつて葬送の地であった鳥部野近辺の土地を所有している事実は、彼等の葬送からの撤退などとも併せて中世から近世への弦召について考える上で非常に重要な点であると考えられるが本稿では指摘するにとどめ、詳細は別稿に譲りたい。なお、近世に墓地跡地と伝承される土地に対して弦召が年貢收取権を持っていたことについては、拙稿「近世「弦召」考」（大阪人権博物館紀

要 第三号、一九九九年）で紹介した。

(29) 「雑色要録」（日本庶民生活史料集成）第一四巻、三一書房、一九七一年

(30) 前掲註(20)

(31) 「牢抜一條ニ付所々張其外御用人足高」（辻ミチ子「荻野家文書」牢抜一件記録）「京都部落史研究所紀要」第一二号、一九九二年

(32) 「京都町触集成」第一三巻、一五一六号（明治四年）に附された図には「ナムジゾウ」の領域内に「ヒ人ゴヤ」が書かれている。また、慶応四年（一八六八）刊「改正京町絵図細見大成」（慶長昭和京都古地図集成）には南無地藏の南西に「ヒニン小ヤ」が記されている。

(33) 「日本庶民生活史料集成」第一四巻「部落」（三一書房、一九七一年）

(34) 同右

(35) 塚本 学「生類をめぐる政治」（平凡社、一九八三年）

(36) 山室恭子「黄門様と大公方」（文春新書、一九九八年）

(37) 高埜利彦「一八世紀後半の日本—泰平のなかの転換—」『岩波講座日本通史』第一三巻「近世三」

(38) 「京都町触集成」別巻一、六三三号、貞享四年の町触など。なお生類憐み政策と京都の捨子については、菅原憲一「近世京都の町と捨子」（歴史評論）第四三二号、一九八五年）を参照。

(39) 前掲註(12)、菅原憲一

(40) 網野善彦「無縁・公界・楽」（平凡社、一九七八年）

(41) 「京都町触集成」第一三巻、一五一六号

(42) 「京都坊目誌」（新修京都叢書）

(43) 「同右」、なお南無地藏でおこなわれていた春駒などの芸能については、山路興造「春駒」（近世の民衆と芸能）阿吽社、一九八九）を参照されたい。

(44) 明治三五年（一九〇二）の「京都市実地測量地図」（慶長昭和京都古地図集成）

附記 本稿は、一九九九年一二月に行われた京都民俗学談話会の年次研究大会において口頭報告したもののもとに成稿したものである。席上で、貴重な意見・ご批判を下さった諸氏に末筆ながら感謝申し上げたい。